

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の 保護・自立支援に関する計画（第3次）

**平成25年度
京 都 府**

は し め に

配偶者や交際相手等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、被害者は多くの場合女性であり、配偶者等が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

また、DV は、直接の被害者のみならず、家庭とりわけその環境の中で育った子どもに対して心身の成長・発達に深刻な影響を及ぼし、青年期以降も影響が続くといわれています。

京都府では、「京都府男女共同参画推進条例」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）に基づき、DV の防止及び被害者の保護並びに自立支援を総合的に推進するために、平成 17 年度に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定、さらに、平成 21 年3月に同計画を改定しました。平成 22 年度には家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設し、DV や児童虐待などの家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立し、警察、男女共同参画センター等とともに、市町村等関係機関と緊密な連携を図りながら、相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援、若年層に対する DV の予防・啓発等に取り組んできたところです。

家庭支援総合センターをはじめとする配偶者暴力相談支援センターでの DV による相談件数は毎年度増加しているものの、京都府が行ったアンケート調査では、被害にあっても「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した被害者が6割以上にのぼることから、市町村、企業、団体等あらゆる機関と連携し、被害者自身への気づきを促す情報の提供や相談機関の周知等、きめ細やかな広報啓発を一層進めることが求められています。

また、交際相手からの暴力が社会的な問題となり、全国的に痛ましい事件が発生している中で、平成 26 年 1 月に施行された DV 防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力や被害者も、本法律の対象となったところです。

今後とも本計画に基づき、被害者自身や周囲の方々の被害への気づきを促し、地域における身近な相談から被害者やその子どもの保護・社会的自立までの切れ目のない支援を推進することにより、被害者が安心して相談できる環境づくりと、DV をはじめとするあらゆる暴力を許さない社会の実現に向けて、今後さらに取組を進め、府民の皆様の安心を確立してまいりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この度の計画の改定にあたり、御協力いただきました意見聴取会議委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました府民の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

京都府知事 山 田 啓 二

目 次

I 計画の改定にあたって	1
● 配偶者等からの暴力に対する基本的考え方	
1 改定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
II 改定の視点	3
1 暴力を許さない社会の実現	
2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～危機介入から自立支援まで～	
3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立	
4 関係機関等との連携協力体制の推進	
III 計画の体系	4
● 施策の体系	
IV 現 状	6
1 取組の経緯	
2 DVの実態	
V 計画の内容	12
● 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり	
◇ 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	
◇ 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	
● 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり	
◇ 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化	
● 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実	
◇ 重点目標4 相談体制の充実・強化	
◇ 重点目標5 緊急保護の充実	
◇ 重点目標6 DV 家庭に育つすべての子どもへの支援	
◇ 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実並びに 男性被害者への対応	
● 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化	
◇ 重点目標8 支援策の充実・強化	
◇ 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート	
◇ 重点目標10 関係機関の連携強化	
● 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進	
◇ 重点目標11 民間支援団体との連携・支援	
◇ 重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実	
◇ 重点目標13 苦情処理体制の整備	
数値目標	30
【参考資料】	31

I 計画の改定にあたって

配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者等*からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景としていたともに、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

またDVは、そのほとんどが外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。

このような状況の改善に向けては、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組やDV家庭に育つ子どもへの専門的支援が必要であり、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

※配偶者等：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に定める「配偶者」だけでなく交際相手等も含みます。

1 改定の趣旨

平成 21 年 3 月に改定した、京都府「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（計画期間：平成 21 年度～25 年度）の改定にあたっては、現計画を基本に、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすものです。

（参考）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「DV防止法」（平成 13 年法律第 31 号）が制定されました。法が施行され、保護命令制度及び都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始されました。

その後、平成 16 年 5 月には、DVの定義の拡大（身体的な暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力にも対象を拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を 2 週間から 2 箇月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに都道府県における施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする法改正が行われ、同年 12 月 2 日施行されるとともに、基本方針が策定されました。

さらに、平成 19 年 7 月には、保護命令制度の拡充（生命または身体に対する脅迫行為にも対象を拡大、被害者への接近禁止命令と併せて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令の発令）、基本計画の策定及びDV相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成 20 年 1 月 11 日に施行されるとともに、併せて基本方針が見直されました。

今回、平成 25 年 7 月の改正では、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護のあり方が課題となっていることから、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、併せて基本方針が見直されたところです。

2 計画の位置付け

- ・ 本計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画として策定するものであり、併せて「京都府男女共同参画推進条例」に基づく計画としても位置付けるものとします。
- ・ 本計画は、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すものです。
- ・ 市町村、関係機関、関係団体、そして府民一人ひとりにおいても、この計画の趣旨を踏まえ、DVを防止し、暴力を許さない社会を築くため積極的な取組が実施されることを期待するものです。

3 計画の期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

また、この計画の取組を着実に進めるため、毎年、取組の進捗状況等の検証と評価を行うとともに、「京都府男女共同参画審議会」及び「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」に報告し、公表します。

Ⅱ 改定の視点

Ⅱ

改定の視点

1 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、広く府民の理解を深め、DVを防止し暴力を許さない社会の実現、府民が日々安心して暮らせる信頼の京都府づくりを進めます。

2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～危機介入から自立支援まで～

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進します。

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、同居者等も含めた総合的な支援を実施します。

3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立

都市と農山漁村、歴史と産業が織りなす地域文化、少子高齢化の進行等地域の特性により、DVに対する認識や相談体制などの社会資源も異なることから、地域の特性を重視し、府と市町村がそれぞれの役割を担い、相互の協力により地域の実情・課題に応じた支援体制を確立します。

4 関係機関等との連携協力体制の推進

被害者支援は、豊富なノウハウを持つ民間支援団体など幅広い関係機関、大学も含めた関係団体との連携・協働が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、行政区域を越えた広域対応も必要です。また、近年の生命を脅かす重大事案の発生に鑑み、加害者対応も含め警察との連携協力を推進するとともに、被害者の保護から自立までのより円滑な支援に向け、これらの関係機関と連携し、情報共有体制をさらに推進します。

Ⅲ 計画の体系

● 施策の体系

基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり

重点目標 1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉

- ① カード等の活用による、被害者自身への気づきを促す継続的な情報提供（拡充）
- ② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
- ③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充）
- ④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規）
- ⑤ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底

重点目標 2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

〈職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨〉

- ① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
- ② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
- ③ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施
- ④ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充）【再掲】
- ⑤ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規）【再掲】
- ⑥ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】
- ⑦ 通報の趣旨の周知

基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

重点目標 3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

〈年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉

- ① 保育所・幼稚園、学校等あらゆる場において、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にすることを育む教育の実施
- ② あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施
- ③ デートDVに関する予防啓発の推進及び効果的な啓発手法の研究（拡充）
- ④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施（新規）
- ⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施（拡充）

〈加害者への対応〉

- ① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
- ② 加害者に気づき・変化を与える手法の検討
- ③ 男性相談窓口設置の検討（新規）
- ④ 加害への気づきを促す情報提供（新規）

〈市町村の取組への働きかけ〉

- ① DV基本計画策定の働きかけ及び支援

基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

重点目標 4 相談体制の充実・強化

〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉

- ① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築）（拡充）
- ② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援（拡充）
- ③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成（拡充）
- ④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施（新規）
- ⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ（新規）

〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉

- ① DV相談支援センターや保健所の婦人相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施（新規）
- ② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施（新規）

〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉

- ① 転居を伴う被害者への市町村間の連携による継続的支援の実施（新規）
- ② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実（新規）
- ③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備

重点目標 5 緊急保護の充実

- ① 被害者の状況に対応した一時保護委託先の確保（拡充）
- ② 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ③ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ④ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑤ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑥ 警察との連携によるストーカー被害者への支援（新規）

重点目標 6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

- ① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進（新規）
- ② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実（拡充）
- ③ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実（新規）
- ④ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用、加害者への対応等個人情報の適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ
- ⑤ 保育所・幼稚園、学校等における子どもの見守り・支援体制の充実（拡充）

重点目標 7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実並びに男性被害者への対応

- 〈外国人被害者への支援〉
 - ① 外国人支援団体と連携した相談対応の充実
 - ② 外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援（新規）
 - ③ 外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成
- 〈障害のある人や高齢者の被害者への支援〉
 - ① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
 - ② 障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実
- 〈男性被害者への支援〉
 - ① 男性被害者支援のあり方の検討（新規）
 - ② 男性相談窓口設置の検討（新規）【再掲】

基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化**重点目標 8 支援策の充実・強化**

- ① 一時保護から母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実（拡充）
- ② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援（新規）
- ③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ（新規）
- ④ 段階的な社会的自立に向けた「ステップハウス」の効果的な活用（拡充）
- ⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実

重点目標 9 生活の安定と心身回復へのサポート

- 〈被害者の生活の安定と心のケア〉
 - ① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
 - ② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
 - ③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実
 - ④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実
- 〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉
 - ① 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用（拡充）
 - ② 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実（新規）

重点目標 10 関係機関の連携強化

- ① 「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実（拡充）
- ② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化

基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進**重点目標 11 民間支援団体との連携・支援**

- ① 民間シェルターの一時保護機能の充実・強化
- ② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成（拡充）
- ③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援

重点目標 12 都道府県間の広域連携体制の充実

- ① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

重点目標 13 苦情処理体制の整備

- ① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

Ⅳ 現状

1 取組の経緯

京都府では、DV防止法の施行前から婦人相談所においてDV関連の相談や一時保護を実施しており、平成14年4月の同法完全施行後においては、DV相談支援センターを設置し、相談、保護、自立支援等の体制を整備するとともに、DV対策の中心となる府民生活部、健康福祉部及び警察本部による連絡会議を設置し、関係機関と連携した施策の総合的、効果的な推進を図ってきました。

さらに、平成15年度からは、男女共同参画センターに、DVに特化した専門相談窓口（DVサポートライン）を開設するとともに、自立支援のためのグループカウンセリングなどを実施する一方、DV相談支援センターにおいては、増加する被害者と同伴する子どもへの支援策（一時保護委託先の確保、通訳の派遣、保育士の配置、府営住宅への優先入居等）の充実を図ってきました。

平成18年度には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（以下、「京都府DV計画」という。）を策定し、DV防止集中啓発事業を実施する中で、DVカードの設置や啓発講座の実施など相談に向けた情報提供、一時保護委託先の充実を含め民間支援機関等への支援強化等を図ってきたところです。

京都府DV計画改定（平成21年3月）後は、平成22年度に家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立、また将来にわたって被害者にも加害者にもならない、未然防止としてのデートDV（交際相手からの暴力）に関する予防啓発も強化してきました。

多くの市町村においては、相談窓口が開設され、近隣市町村や関係機関とのネットワークが構築されるなど、被害者支援の取組が強化されました。

また、DV相談支援センター、相談支援機関、警察、福祉事務所、母子生活支援施設、民間支援機関との連携や民生児童委員を始めとする地域で活動する支援機関等との連携も進んできたところです。

しかしながら、平成24年度に京都府が実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」では、約7割の人が京都府の施策を知らないという結果であり、真に支援を必要とする人に必要な情報が届くことが重要であることから、市町村等と連携した啓発の充実と、二次的被害※を防止するための市町村及び警察での連携体制の強化、きめ細やかな相談・保護から社会的自立に向けたサポートなど、より一層、市町村をはじめ、警察や大学も含めた関係団体等と連携した取組と、一方では、被害者が地域で安全に生活するために、加害者に対する対策が求められています。

※二次的被害：被害者と接する者の不適切な対応により、被害者に生じるさらなる被害のこと

2 DVの実態

(平成25年版男女共同参画白書(内閣府)から抜粋)

【配偶者からの暴力についての被害経験】

内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)を実施した。同調査によると、これまでに結婚したことのある人(2,598人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.6%、男性3.3%、「1,2度あった」という人は、女性22.3%、男性15.0%となっており、1度でも受けたことがある人は、女性32.9%、男性18.3%となっている。

【配偶者間における暴力の被害者の多くは女性】

警察庁の統計によると、平成24年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む。)間における殺人、傷害、暴行は4,457件、そのうち4,149件(93.1%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人は153件中93件(60.8%)とやや低くなっているが、傷害は2,183件中2,060件(94.4%)、暴行は2,121件中1,996件(94.1%)、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている。

【配偶者暴力相談支援センター等への相談件数】

配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しており、平成25年3月現在、全国222か所(うち市区町村が設置する施設は49か所)が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。23年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は8万2,099件で、毎年度増加している。

また、法施行後平成24年12月末までの間に、警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、26万6,341件(平成24年の対応件数は4万3,950件)で、ここ数年、毎年増加している。

【保護命令の申立て及び発令状況】

終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は2万2,959件(79.2%)、そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたのは1万392件(45.3%)となっている。また、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたのは、2,411件(10.5%)、「子」への接近禁止命令が発令されたのは8,968件(39.1%)、「親族等」への接近禁止命令が発令されたのは、1,188件(5.2%)となっている。

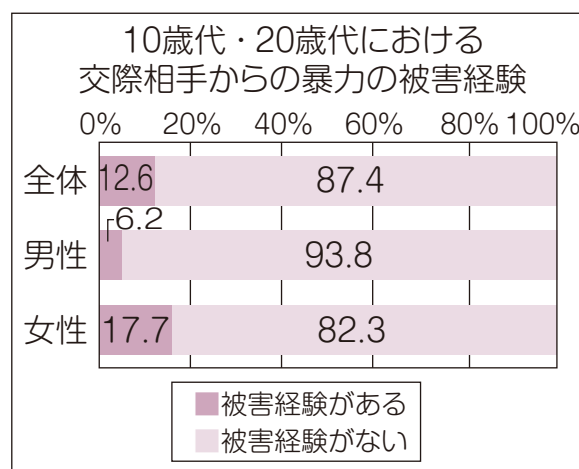
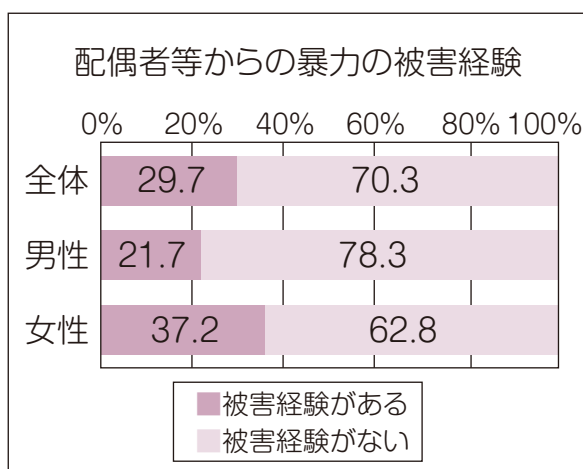
「配偶者等からの暴力に関する調査」※ からみた府内の状況

【配偶者等からの暴力の状況】

配偶者等から暴力を受けたことがある女性は37.2%、男性は21.7%で、そのうち女性の45.9%（男性の18.4%）が怪我をしたり、精神的不調をきたしており、女性の37.0%（男性の38.5%）が医師等に相談しています。また、子どもにも暴力や虐待が及んだケースが10.0%あります。

暴力を受けても相手と別れなかった理由は、「別れるほどのことではないと思った」が最も多く49.3%（男性65.7%、女性40.0%）で、女性は「子どものことを考えた」（45.1%）、「経済的不安」（28.5%）も多くなっています。

また、10歳代、20歳代で交際相手からの暴力の被害経験があるのは女性の17.7%、男性の6.2%となっています。



※「配偶者等からの暴力に関する調査」

1 調査方法

- (1) 調査地域 京都府全域（京都市を含む府内市町村）
- (2) 調査対象 府内在住の満20歳以上の男女2,000人
- (3) 調査方法 インターネット調査

京都府内のインターネット調査専用モニターの中から、満20歳以上の男女を年代・地域毎に人口比に応じて割当

- (4) 調査期間 平成25年3月13日～平成25年3月25日

2 回収結果 2,000人（内訳）男性 971人（48.55%）、女性1,029人（51.45%）

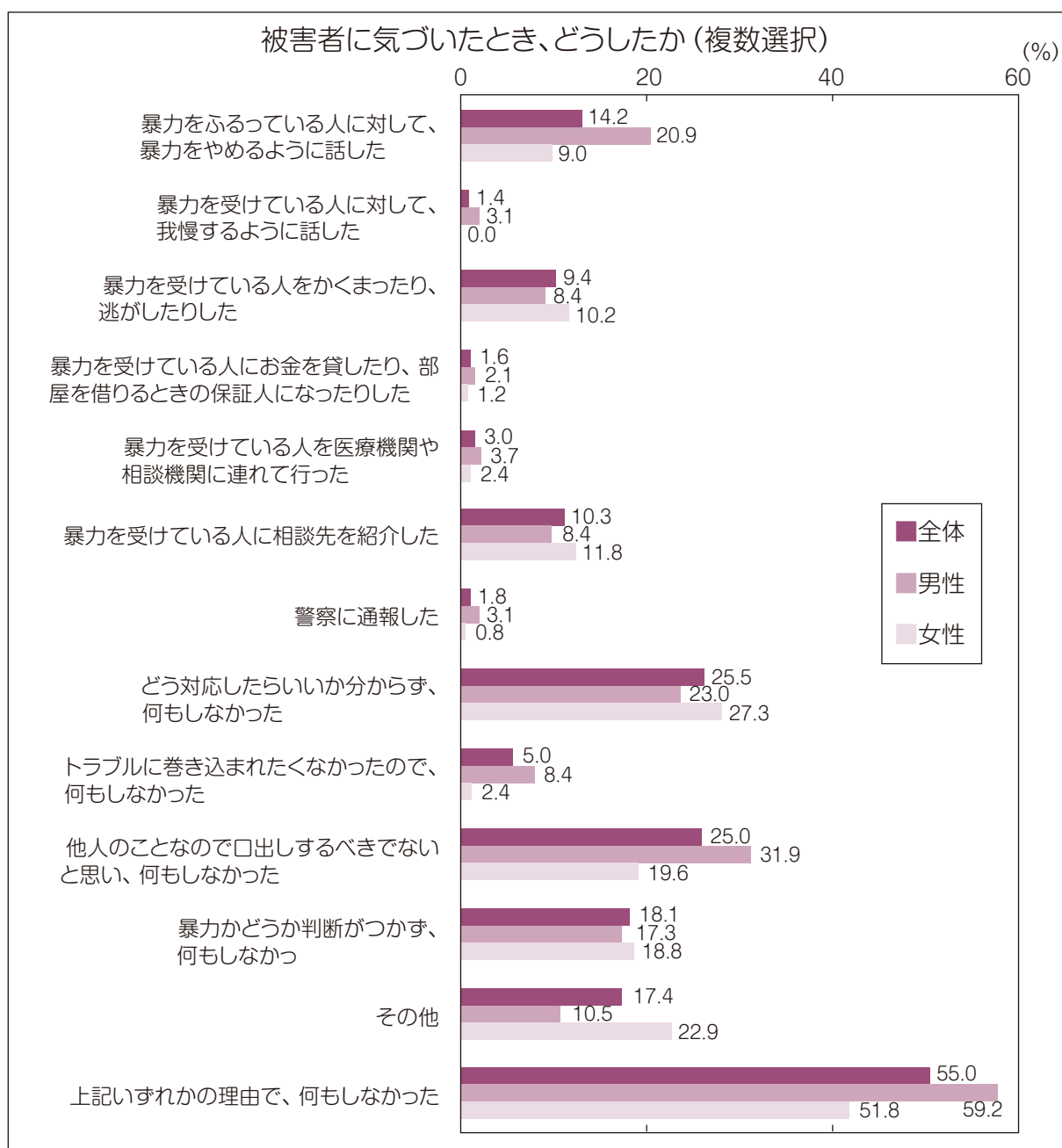
3 調査項目

- (1) 配偶者暴力防止法の認知度
- (2) 配偶者等からの暴力に関する考え方
- (3) 配偶者等からの暴力の被害経験
- (4) 交際相手からの暴力の被害経験
- (5) 配偶者等からの暴力を見聞きした経験
- (6) 京都府の取組の認知度

【被害者の周囲の人の対応】

配偶者や交際相手からの暴力の被害者が周囲にいると答えたのは21.8%で、その被害者の64.4%は「友人・知人」となっています。

被害者に気づいたとき、加害者に暴力をやめるように話した人が14.2%、被害者に相談先を紹介した人が10.3%で、55.0%が「どうしたらいいかわからない」「口出しするべきではない」などの理由で「何もしなかった」と回答しました。また、警察に通報した人は1.8%、被害者に「我慢するように話した」人が1.4%ありました。



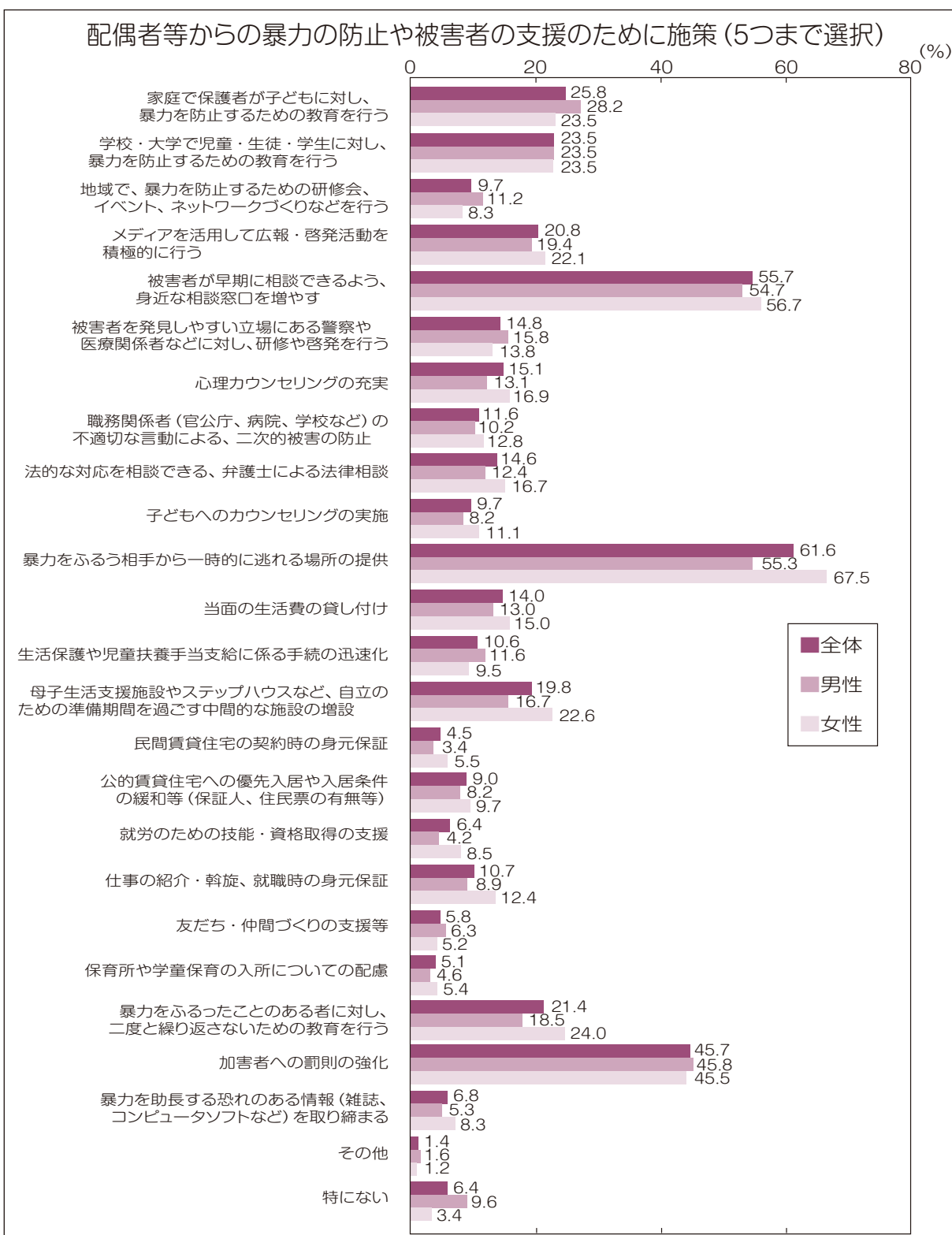
【配偶者等からの暴力の防止や被害者の支援のために必要な施策】

配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度は29.4%ですが、相談窓口相談する被害者は少なく、相談した場合の相談先（複数回答）は、「家族・親戚」（64.3%）、「友人・知人」（59.3%）など、身近な人が多くなっています。

また、どこにも相談しなかった人が65.0%（男性85.8%、女性53.7%）で、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」が66.5%で最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思った」（28.8%）、「相談しても無駄だと思った」（20.8%）の順に高くなっています。

必要な施策としては、一時保護する場所の提供（61.6%）、身近な相談窓口を増やす（55.7%）、加害者の罰則強化（45.7%）の順に高くなっています。

京都府の施策の認知度については、「京都府配偶者暴力相談支援センターでのDV専門相談、来所相談」が14.5%、「京都タワーの紫色ライトアップ及び京都駅前街頭啓発」が8.8%でしたが、67.4%が「知っているものはない」と回答しました。



【相談件数等の推移】

①配偶者暴力相談支援センター

(家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談件数	1,465	1,501	2,368	3,391	4,692
女性	1,447	1,486	2,332	3,346	4,640
男性	18	15	36	45	52
増加率 (%)	-	2.5	57.8	43.2	38.4
うち市DV相談支援センター	-	-	-	844	2,178
交際相手からの暴力 による相談件数	-	-	93	124	144
うち市DV相談支援センター	-	-	-	42	65
DVによる一時保護	122	141	111	99	86
DVによる一時保護 同伴児童	135	143	104	101	81

*内閣府調査(被害者本人からの相談のみが対象:夫、元夫、内縁、元内縁)

*相談件数には、京都市DV相談支援センターを含む。(平成23年10月3日開所)

②男女共同参画センター

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全相談件数	4,574	4,359	3,882	4,551	4,344
うちDV関係	1,169	1,157	411	205	151
割合	25.6%	26.5%	10.6%	4.5%	3.5%

*全相談件数:一般相談、DVサポートライン(平成22年5月末まで)、フェミニストカウンセリング、法律相談、労働相談

③京都府警察本部

●DV事案検挙状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
罪名/件数	47	46	66	54	60
殺人(未遂含む)	4		2	1	1
傷害致死					
逮捕監禁		1		1	1
強制わいせつ					
傷 害	28	22	37	30	36
暴 行	10	18	14	12	9
脅 迫	1		3	1	
器物損壊	1	1	3	2	1
恐 喝					1
住居侵入			1		
DV法保護命令違反	3	3	2	4	10
放 火		1			
銃刀法			4		
略取誘拐				2	
暴力行為等処罰に 関する法律違反				1	
ストーカー規制法違反					1

④京都地方裁判所

●保護命令事件処理状況[新受件数]

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全 国 合 計	3,147	3,100	3,096	2,741	3,145
対前年増減比(%)	13.2	▲ 1.5	▲ 0.1	▲ 11.5	14.7
京都地方裁判所	79	104	71	86	77
対前年増減比(%)	▲ 11.2	31.6	▲ 31.7	21.1	▲ 10.5

V 計画の内容

基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり

重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

【現状と課題】

被害者が立ち寄る可能性のある場所への、相談窓口の情報を掲載したDV防止啓発カードの配備や、街頭啓発キャンペーンの実施、講演会の開催やチラシなどによる広報啓発等、DVをなくす啓発期間（11/12～25）を中心とした集中的な広報啓発を実施してきました。

DV相談支援センターへの相談件数は毎年増加し、平成24年度に京都府が実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」（以下「アンケート調査」という。）結果においても、配偶者からの暴力について「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は65.0%で、20年度に実施したアンケート調査と比較し、12.8ポイント低下しました。

しかし、同アンケート調査では、相談した人の相談先は家族・親戚が64.3%、友人・知人が59.3%等であり、専門の相談支援機関への相談割合は10.7%（いずれも複数回答）となっていることから、暴力に苦しむ被害者が安心して相談機関に相談できるよう、市町村・企業・団体等あらゆる機関と連携し、被害者自身への気づきを促す情報の提供や、相談機関の周知等きめ細やかな広報啓発を一層進める必要があります。

アンケート調査から

- 配偶者から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答可）
 - ▶ 65.0%（②調査：77.8%）が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答
相談した人の相談先は「家族・親戚」64.3%、「友人・知人」59.3%
- 京都府が実施している配偶者等からの暴力の防止に関する施策（京都府配偶者暴力相談支援センターでのDV専門電話相談・来所相談、京都タワーの紫色ライトアップ及び京都駅前街頭啓発 他）を知っていますか。（複数回答可）
 - ▶ 67.4%が「知っているものはない」と回答

【今後の取組】 被害者自らがDVに気づく啓発の実施	関係部局
① カード等の活用による、被害者自身への気づきを促す継続的な情報提供（拡充） 被害への気づきを促すため、チェックリストやDV行為の例をカード・チラシ等で周知します。	府民生活部
② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施 育児講座、防犯教室等の被害者が参加する講座において、DVの広報を実施します。	府民生活部
③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充） DVをなくす啓発期間における街頭啓発や町内会回覧板等での周知啓発により、地域における暴力を許さない意識の醸成を推進します。	府民生活部
④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規） 企業等と連携し、情報誌やメディア等の活用により、多くの府民に情報が届く広報を実施します。	府民生活部
⑤ DV 相談支援センター等相談機関の周知徹底 カード・チラシ等に相談支援機関の情報を明示し、周知を徹底します。	府民生活部 健康福祉部

重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

【現状と課題】

民生児童委員をはじめとする各種団体の会員等、被害者に接する可能性のある職務関係者をはじめ、府民に対する研修・講演を開催し、DVの理解を促進するとともに、被害者への適切な対応を周知する啓発を実施してきました。

アンケート調査の結果では、友人や知人の被害を見聞きしたが「何もしなかった」と回答した人が55.0%と、高い割合です。

二次的被害により、被害者が孤立感を深めたり、相談機関へ相談する気力をなくしてしまう可能性も高く、周囲が暴力に気づき、被害者の孤立を防ぐとともに、適切に相談機関への相談を勧められるよう、あらゆる府民のDVに対する理解を促す取組と併せ、被害者の早期発見に関わるあらゆる機関（福祉施設、教育機関、消防（救急）等）や地域ネットワーク（児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者サポートチーム等）との連携・協力が不可欠です。

アンケート調査から

- 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。（複数回答可）
 - ▶ 「どう対応したらいいかわからず、何もしなかった」25.5%、「他人のことなので口出しするべきでない」と思い、何もしなかった」25.0% 等
 - 「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるように話した」14.2%、「暴力を受けている人に相談先を紹介した」10.3%等と、積極的な行動をとった人は依然として少ない。

【今後の取組】職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨	関係部局
① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着 被害者を発見しやすい立場にある関係機関向けに、通報等の対応方法、相談支援機関の情報等をまとめたマニュアルに基づく対応周知を徹底します。	府民生活部
② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ DV以外の相談窓口においても被害に気づき、相談窓口へつなぐことができるよう、市町村等の職員への研修を実施します。	府民生活部

③ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施 関係機関で実施される研修や府民に対する出前講座等、あらゆる機会を捉えてDVの啓発を実施します。	府民生活部
④ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充）【再掲】	府民生活部
⑤ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規）【再掲】	府民生活部
⑥ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】	府民生活部 健康福祉部
⑦ 通報の趣旨の周知 DV防止法におけるDVの発見者による通報の努力義務規定を、府民に対して周知します。	府民生活部

基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

【現状と課題】

高校生・大学生等に対して、将来にわたってDVの被害者にも加害者にもなることのないよう、啓発冊子を作成し、授業での活用や、成人式等での配布など啓発を推進してきましたが、子どもの頃から、互いを尊重し、暴力を許さず、いのちを大切にする意識の醸成が必要です。また、このような低学齢児への教育と同時に、保護者に対しても、DVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施する必要があります。

さらに、暴力を許さない意識の醸成のため、地域団体や企業とも連携したDVの周知啓発が必要であるとともに、被害者が地域で安全に生活するため、加害者に対する再発防止のための取組が求められます。

併せて、市町村におけるDV基本計画の策定（他の市町村計画の策定・改定時の一体的な策定）に際し、市町村に対する助言や情報提供を行うとともに、他の分野の計画等においても、DV防止、被害者保護の趣旨が踏まえられるよう働きかける必要があります。

アンケート調査から

- 10歳代、20歳代のとき、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。（「なぐったり、けったり、物を投げつけられたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」、「人格を否定するような暴言や、自分もしくは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、何を言っても無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた」他）
▶ 12.6%が、いずれかの暴力を受けたことが「あった」と回答
- 交際相手から受けた行為によって命の危険を感じたことがありますか。
▶ 2.2%が「命の危険を感じた」と回答
- 交際相手から行為を受けたとき、どうしましたか。
▶ 27.3%が「別れたい（別れよう）と思ったが別れなかった（別れていない）」、26.2%が「別れたい（別れよう）と思わなかった」と回答

【今後の取組】年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成	関係部局
① 保育所・幼稚園、学校等あらゆる場において、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にする心を育む教育の実施 人権教育等において、その発達段階に応じた教育を実施します。	府民生活部 文化環境部 健康福祉部 教育委員会

② あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施 DVと児童虐待の関連やデートDVの現状等についての啓発を行います。	府民生活部 文化環境部 教育委員会
③ デートDVに関する予防啓発の推進及び効果的な啓発手法の研究（拡充） 冊子を活用した予防啓発をさらに推進するとともに、大学生等当事者視点でのより効果的な啓発手法について研究を行います。	府民生活部 文化環境部 教育委員会
④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施（新規） 地域活動団体等と連携し、DVやデートDVに関する啓発を実施します。	府民生活部
⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施（拡充） 職場での人権研修やコミュニケーション能力向上を目的とした研修等の機会を捉えて、企業等においてDVに対する理解を促します。	府民生活部 商工労働観光部

【今後の取組】 加害者への対応	関係部局
① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ 加害者に対し、DV行為を行っていることの気づきを与える指導・警告をするなど、暴力を抑止する働きかけを行います。	警察本部
② 加害者に気づき・変化を与える手法の検討 大学等と協働し、解決事例の収集や加害者への気づき・変化を与えるための有効な手法について分析及び検討を行います。	府民生活部 健康福祉部
③ 男性相談窓口設置の検討（新規） DVに悩む男性のための相談窓口設置について検討します。	府民生活部 健康福祉部
④ 加害への気づきを促す情報提供（新規） チェックリストやDV行為の例を掲載したチラシ等により、加害への気づきを促します。	府民生活部

【今後の取組】 市町村の取組への働きかけ	関係部局
⑤ DV基本計画策定の働きかけ及び支援 DV基本計画未策定の市町村や、市町村の男女共同参画計画の策定・改定に向けての助言や情報提供を行います。	府民生活部

基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

重点目標4 相談体制の充実・強化

【現状と課題】

平成22年度に家庭支援総合センターを中心に北部・南部家庭支援センターと連携し、女性・児童・障害部門等総合的な専門相談体制を整備するとともにそれぞれのセンターをDV相談支援センターと位置づけ、相談機能を強化しました。

京都市DV相談支援センターの設置（平成23年度）や府内全市町村にDV相談窓口が設置されるなど市町村の相談窓口も整備されてきています。

相談機能の強化に伴い、相談窓口に寄せられる相談件数は増加し、相談内容も多様化・複雑化していることから、DV相談支援センターの専門性の向上や被害者の身近な相談窓口である市町村の相談体制のさらなる充実が必要となっています。

アンケート調査から

- 配偶者から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答可）
 - ▶ 65.0%（②調査:77.8%）が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答
相談した人の相談先は「家族・親戚」64.3%「友人・知人」59.3%
- 配偶者等からの暴力の防止や被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。（複数回答可）
 - ▶ 「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」55.7%
「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」61.6%と回答

【今後の取組】市町村の相談窓口での相談体制の充実	関係部局
① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築）（拡充） 被害者の最も身近な行政機関である市町村の相談窓口を明確にするとともに、迅速で効果的な被害者支援に向け、関係課等が一体となった市町村内 ネットワークの構築を働きかけます。	府民生活部 健康福祉部
② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援（拡充） 市町村の相談窓口での様々なニーズに対応する「DV被害者支援マニュアル（相談）」を作成し、円滑な相談業務を支援します。	健康福祉部
③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成（拡充） 初任者研修やスキルアップ研修等体系的な研修を実施し、相談員等の資質向上を図ります。	健康福祉部

④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施（新規） 困難事案や複雑な事案に対して、家庭支援総合センター相談員等が助言を行うことで、円滑な対応を支援します。	健康福祉部
⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ（新規） 住民基本台帳の閲覧等の制限手続きが適切に行えるよう、相談共通シート の活用や窓口の一元化等による被害者の情報管理の徹底を働きかけます。	健康福祉部
【今後の取組】DV相談支援センター等相談員の対応力強化	
① DV相談支援センターや保健所の婦人相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施（新規） 体系的研修によりDV相談支援センターや保健所の婦人相談員・ケースワーカーの専門性の向上を行います。	健康福祉部
② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施（新規） 家庭支援総合センター等における複雑・困難な事案に対し、外部専門家（医師や弁護士等）からの指導・助言による対応力の強化を行います。	健康福祉部
【今後の取組】切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化	
① 転居を伴う被害者への市町村間の連携による継続的支援の実施（新規） 転居を伴う被害者に対しては、市町村間の連携による切れ目のない支援体制の構築を働きかけます。	健康福祉部
② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実（新規） 居住地以外の相談窓口にも気軽に相談できるよう、相談窓口や相談時間等を他市町村の広報誌にも掲載する等、福祉圏域での市町村の広域連携を進めるよう働きかけます。	健康福祉部
③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携を強化し、被害者の状況に応じた的確な相談対応に加え、安心・安全で迅速な保護の確保の充実を行います。	健康福祉部 警察本部

重点目標5 緊急保護の充実

【現状と課題】

家庭支援総合センターでは、夜間休日を含む24時間体制で、警察や市町村、福祉事務所等との緊密な連携・協力により被害者の安心・安全を図りながら、迅速な保護を実施していますが、被害者の状況に対応した一時保護委託先の拡充や市町村との連携による緊急一時保護体制の充実、警察との連携による安全対策のさらなる充実が必要です。

また、心に深い傷を負った被害者に対しては、一時保護期間中からのカウンセリングや医療機関との連携など、被害者の特性に応じた支援を実施していますが、被害者の状況の改善に向け、退所後においても継続した心のケアの充実が必要です。

アンケート調査から

- 配偶者等から暴力を受けたことがありますか。
 - ▶ 女性では37.2%（⑩調査:41.8%）、男性では21.7%（⑩調査:33.2%）が「暴力を受けたことがあった」と回答。そのうち女性（45.9%）、男性（18.4%）が「けがをしたり精神的不調をきたした」と回答
- 配偶者等からの暴力の防止や被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。（複数回答可）
 - ▶ 「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」61.6%（⑩調査:64.2%）
 - ▶ 「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」55.7%と回答

【今後の取組】	関係部局
① 被害者の状況に対応した一時保護委託先の確保（拡充） 南北に長い地理的特性に配慮し、緊急の一時保護委託先を拡充させる等、被害者の一時保護体制の充実を図ります。	健康福祉部
② 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ 市町村と連携し、緊急時における被害者の安全確保の充実を行います。	健康福祉部
③ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化 警察等と連携し、被害者を保護する施設の安全確保体制を強化します。	健康福祉部 警 察 本 部
④ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化 被害者にとって不安の大きい一時保護所までの移動については、市町村や保健所等と連携するとともに、被害者の状況等に応じ、警察と連携し、安全対策の強化を行います。	健康福祉部 警 察 本 部

⑤ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実 心に深い傷を負った被害者の特性に応じ、一時保護期間中からカウンセリングの実施や医療機関の受診、さらに退所後も継続して心のケアを行います。	健康福祉部
⑥ 警察との連携によるストーカー被害者への支援（新規） 警察と連携し、状況に応じた被害者への安全確保を行います。	健康福祉部 警察本部

重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

【現状と課題】

一時保護所に同伴する子どもたちは、子ども自身が暴力にさらされているだけでなく、家庭でDVを目撃することにより、心のダメージを受ける場合があることから、一時保護期間中も児童相談所等と連携した子どもの保護や心のケアの充実、さらに保育の実施や学習支援を行っています。

子どもの状況によっては退所後も要保護児童対策地域協議会と連携した切れ目のない心のケアの充実が必要です。

また、常に子どもを身近で見守る学校の養護教諭や保育士などによる、DV家庭に育つすべての子どもに寄り添った支援の充実、さらには、転居先保育所での優先随時入所や子どもの状況に応じた就学手続き等、被害者や子どもへの負担を軽減する柔軟な対応が必要です。

アンケート調査から

- 配偶者から行為を受けたとき、どうしましたか。
 - ▶ 43.0% (②調査:40.5%) が「別れたい (別れよう) と思ったが別れなかった (別れていない)」
 - 49.3% (②調査:45.0%) が「別れたい (別れよう) と思わなかった」と回答
- 相手と別れなかった大きな理由は何ですか。(複数回答可)
 - ▶ 49.3% (②調査:52.4%) が「別れるほどのことではないと思った」と回答
 - 特に女性では、「子どもがいるから、子どものことを考えたから (子どもの意思、親権、環境が気がり)」 (45.1%) (②調査:34.5%)
 - 「経済的な不安があった、生活していくめどが立たない」 (28.5%) (②調査:26.3%) が多い。
- 暴力等の行為を受けた (受けている) のを子どもが見た後、子どもに何か変化がありましたか。(複数回答可)
 - ▶ 42.1% (②調査:32.7%) が「大人の顔をうかがうようになった」と回答

【今後の取組】

① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進 (新規)

地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対し、DVが子どもに及ぼす影響について、研修・啓発等を実施することで、DV家庭に育つすべての子どもへの理解を促進し、子どもへの適切な対応を支援します。

関係部局

健康福祉部

② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実(拡充) 心のケア等支援の必要なDV家庭に育つ子どもには、要保護児童対策地域協議会と連携し、継続的な支援の充実を図ります。	健康福祉部
③ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実(新規) 一時保護所の行動観察の結果、退所後も地域で継続的な心のケア等の支援が必要な子どもに対し、要保護児童対策地域協議会や学校等と連携するなど継続的な支援を行います。	健康福祉部
④ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用、加害者への対応等個人情報適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ 保育所の優先随時入所や就学手続き等、子どもの状況等に応じた柔軟な対応や加害者からの問い合わせに対する対応等、被害者の状況に寄り添った対応を市町村や教育委員会へ働きかけます。	健康福祉部 教育委員会
⑤ 保育所・幼稚園、学校等における子どもの見守り・支援体制の充実(拡充) DVが子どもの心に及ぼす影響等への理解を深めるため、保育士・幼稚園教諭、養護教諭等への研修や啓発等の充実を図るとともに、府総合教育センターの電話・来所相談、学校におけるスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」の活用などDV家庭に育つすべての子どもへの見守り支援体制の充実を図ります。	文化環境部 健康福祉部 教育委員会

重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実 並びに男性被害者への対応

【現状と課題】

外国人被害者は、言葉や文化の違いから社会の中でも孤立しやすく、相談窓口の存在を知らない場合があることから、外国語に翻訳した相談窓口案内の配布や外国人支援団体と連携した相談対応等を行っていますが、市町村等の相談窓口では、日本語が十分理解できないために自らの状況がうまく伝わらない場合があることから、適切な相談対応に向けた工夫が必要です。

障害のある人や高齢者は、DVが潜在化しやすい傾向にあり、障害者や高齢者の虐待相談窓口や福祉サービス等との連携による被害者の早期発見や支援が必要です。

また、男性被害者の支援のあり方や男性相談窓口の設置に係る検討が必要です。

【今後の取組】外国人被害者への支援	関係部局
① 外国人支援団体と連携した相談対応の充実 日本語を十分理解できない外国人被害者に対し、外国人支援団体等と連携し、さらなる相談対応の充実を行います。	健康福祉部
② 外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援（新規） 外国人被害者に対応できる母国語（翻訳）相談シートを作成・活用し、市町村DV相談窓口における外国人被害者への支援の充実を行います。	健康福祉部
③ 外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成 日本語を十分理解できない外国人被害者が、支援制度や各種手続きを理解できるよう翻訳リーフレットを作成し、外国人被害者への支援の充実を行います。	健康福祉部
【今後の取組】障害のある人や高齢者の被害者への支援	関係部局
① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化 市町村のDV相談窓口と障害者・高齢者虐待相談窓口との連携により、障害者や高齢者のDV被害への迅速な対応を行います。	健康福祉部
② 障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実 障害のある方や高齢者等、被害者の状況に応じた一時保護委託先の充実を行います。	健康福祉部
【今後の取組】男性被害者への支援	関係部局
① 男性被害者支援のあり方の検討（新規） 一時保護等、男性被害者への支援のあり方を検討します。	府民生活部 健康福祉部
② 男性相談窓口設置の検討（新規）【再掲】	府民生活部 健康福祉部

基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

重点目標8 支援策の充実・強化

【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立をし、安心して生活するため、福祉、教育、労働（就労）、保健・医療等の関係機関等が支援をしていますが、被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって支援していく必要があります。

また、市町村は、被害者への支援制度やサービスの情報提供・相談の窓口となることから、支援制度等をまとめたマニュアルを作成・配布するなど市町村への支援も必要です。

アンケート調査から

- 配偶者等からの暴力の防止や被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。（複数回答可）
 - ▶ 母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設（19.8%）、仕事の紹介・斡旋や就労のための技能・資格取得の支援等（17.1%）、心理カウンセリングの充実（15.1%）と回答

【今後の取組】	関係部局
① 一時保護から母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実（拡充） 被害者の心理的支援と安定した生活支援が図れるよう、家庭支援総合センターで自立支援計画を作成し、一時保護所から母子生活支援施設等への継続した支援の充実を図ります。	健康福祉部
② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援（新規） 支援制度等をまとめた「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」を作成し、市町村における相談支援体制を支援します。	健康福祉部
③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ（新規） 生活保護、教育、健康保険・年金等多岐にわたる被害者支援施策を的確に提供するため、相談段階から被害者に寄り添い、市町村内関係課につなぐ「被害者支援コーディネーター」の配置を働きかけます。	健康福祉部
④ 段階的な社会的自立に向けた「ステップハウス」の効果的な活用（拡充） 被害者の一時保護所からの段階的な社会的自立に向け、地域で支援を受けながら生活する「ステップハウス」の効果的な活用を図ります。	健康福祉部
⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実 府営住宅における特定目的優先入居の継続実施・充実などにより被害者の居住支援を図るとともに、市町営住宅への優先入居の実施を働きかけます。	健康福祉部 建設交通部

V

計画の内容

重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立し、安心して生活するため、就労支援などに加え、長期にわたる暴力が引き起こす健康被害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）などからの回復に向け、相談機関から専門的なカウンセリング機関につなぎ、継続的な支援をしています。

また、被害者が見知らぬ地域で生活を始める場合は、孤立することなく見守る地域生活サポーターによる寄り添い型の支援を行っており、今後も地域で継続した見守り支援体制を充実していくことが必要です。

さらに、心のケアの必要な同伴児童に対しては、要保護児童対策地域協議会と連携した支援や市町村ごとに地域で活動する支援者と連携した支援が必要です。

【今後の取組】被害者の生活の安定と心のケア	関係部局
① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実 被害者の心理的回復に時間を要するため、相談機関から身近な地域のカウンセリング機関や保健所等につなぐなど、継続的な心理的ケアの充実を行います。	健康福祉部
② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実 同様の体験をしたDV被害者同士がお互いに共感しながら意見交換を行う心理的ケアにより「自助の力」を引き出す支援の充実を行います。	府民生活部
③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実 ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークでの就業支援等、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を行います。	健康福祉部
④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実 ファミリーサポートセンターの活用等、被害者の日常生活や同伴児童の養育を地域で支援する体制の充実を行います。	健康福祉部

※ ピア・カウンセリング=同質（類似）の問題をもつ者同士の分かりあい・支え合いにより潜在能力や可能性を取り戻そうとする活動。お互いが聞き役・話し役になって、必要な援助を与えあうもの

【今後の取組】被害者や子どもを地域で見守る体制	関係部局
① 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用（拡充） 一時保護所等退所後に地域で生活を始める被害者の不安を軽減するため、被害者を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用を図ります。	健康福祉部
② 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実（新規） 地域で活動を行う団体等（地域母子会や民生児童委員等）との連携を進め、被害者や子どもを地域で身近で見守る支援体制の充実を図ります。	健康福祉部

重点目標10 関係機関の連携強化

【現状と課題】

被害者が早期に心身の回復を図るためには、相談、保護から被害者の社会的自立まで、継続的支援が必要です。

このため、京都府においては、平成23年3月に「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置し、「啓発」、「相談」、「保護・自立支援」の3つの部会の中で被害者支援の取組や意見交換を行っています。

【今後の取組】	関係部局
① 「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実(拡充) 「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を活用し、関係機関がそれぞれ専門性を活かし、連携を図りながら被害者支援の充実を図ります。	府民生活部 健康福祉部
② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ 市町村のDV施策の推進にあたっては、関係機関との連携が促進されるよう働きかけます。	府民生活部 健康福祉部
③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化 行政機関と民間支援団体との連携を進め、民間支援団体の機能やノウハウを活かし、被害者の状況に対応した支援の充実を行います。	府民生活部 健康福祉部

V

計画の内容

基本目標(労) 被害者の状況に応じた支援体制の推進

重点目標11 民間支援団体との連携・支援

【現状と課題】

社会福祉施設や民間支援団体は、既に被害者支援に大きな役割を担っており、今後も独自の機能やノウハウを十分に発揮できるよう、府はこれらの団体等と協働して被害者支援を行っています。

なお、被害者の状況によっては、民間支援団体等による対応が効果的な場合もあることから今後さらに民間支援団体等と協働を進め、相談、保護・自立支援体制の充実についても検討していく必要があります。

【今後の取組】

【今後の取組】	関係部局
① 民間シェルターの一時保護機能の充実・強化 民間団体が運営するシェルターの特性を活かし、被害者の安全確保と地域に根ざした様々なニーズに対応できる体制整備に向けた支援の充実を行います。	健康福祉部
② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成(拡充) 初任者研修や専門研修等体系的な研修を実施し、相談スキルや専門性の向上を図ります。	健康福祉部
③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援 民間シェルター等が適切な被害者支援が実施できるよう、被害者への支援制度等様々な情報提供を行います。	健康福祉部

重点目標12 都道府県の広域連携体制

【現状と課題】

被害者をより安全に保護するため、時には、他の都道府県への一時保護や福祉施設等への入所による支援を行っています。

従来、個別に連絡・調整を図ってきましたが、他の都道府県での一時保護の受入について、平成19年7月に全国知事会による「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ」が取り決められ、被害者への支援や費用負担等について全国統一の取扱いがされるようになりました。

当該申し合わせの実効性の確保に向けては、都道府県間のみならず、市町村の協力が必要です。

【今後の取組】	関係部局
① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施 市町村と連携し、府県域を超えた被害者の送り出しや受入など保護手続が円滑にかつ被害者の安全確保が最優先に進むよう、支援の充実を行います。	健康福祉部

重点目標13 苦情処理体制の整備

【現状と課題】

京都府が行う男女共同参画の推進に関する施策などについては、京都府男女共同参画推進条例に基づく苦情処理体制を整備しています。

また、DV相談支援センターにおいて一時保護所入退所者へのアンケートを実施し、苦情への対応を図るとともに、加害者に対しては警察等を含め、被害者保護の立場に立った対応を図っていますが、相談機関や一時保護機関、民間支援団体等での二次的被害を防止するため、職員に対する継続的な研修を行うとともに、市町村においても、被害者等からの苦情に対して適切な対応がとれるよう働きかけを行う必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ 市町村やその他の関係機関において、被害者からの苦情に対し適切な対応がとれるよう、研修の充実を図るとともに、市町村に対して男女共同参画担当課と福祉担当部局との連携を図るなどの体制整備を働きかけます。	府民生活部 健康福祉部

VI 数値目標

DV被害に気づく環境づくり／暴力を許さない意識・環境づくり

● 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施

市町村と連携し、DVをなくす啓発期間における街頭啓発や町内会回覧板等での周知啓発を実施します。

▶ 連携市町村数 全市町村（新規）

● 地域活動拠点等への啓発の実施

地域において暴力を許さない意識を醸成するため、地域活動団体等と連携し、DVやデートDVに関する啓発を実施します。

▶ 啓発実施箇所数 300ヵ所（60ヵ所／年）（新規）

● 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施

職場での人権研修やコミュニケーション能力向上を目的とした研修等の機会を捉えて、企業等においてDVに対する理解を促します。

▶ 啓発実施企業等数 500社（100社／年）（新規）

総合的な相談・保護体制の充実

● 家庭支援総合センターにおける支援体制の強化

社会的自立を目指す被害者が安心した生活が出来るように、家庭支援総合センター一時保護所退所時等に、自立支援計画を作成し、母子生活支援施設等への継続した支援の充実を図ります。

▶ DV被害者等への自立支援計画の作成件数 200件（新規）

● 市町村の相談窓口での相談体制の充実

相談員等に体系的・継続的な研修を実施し、市町村相談窓口での相談支援体制の強化を図ります。

▶ 市町村相談員等のスキルアップ研修受講者数 延べ250名（新規）

● 緊急保護の充実・強化

北部地域における被害者の緊急一時保護の充実を図ります。

▶ 北部地域における緊急一時保護先の確保 3ヵ所（251ヵ所）

● DV家庭に育つすべての子どもへの支援

DVが及ぼす子どもへの心理的影響をかんがみ、DV家庭に育つすべての子どもに対し、市町村（要保護児童対策地域協議会）が支援を実施します。

▶ DV家庭に育つすべての子どもを支援する市町村（要保護児童対策地域協議会）数 全市町村（新規）

自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

● 生活の安定と心身回復へのサポート

一時保護所等退所後に被害者等の社会的自立を身近な地域で支援する地域生活サポーターを北部地域を中心に養成を図ります。

▶ 北部地域で活動する地域生活サポーターの養成 20名（255名）

一時保護所退所後の被害者を地域で活動する「地域母子会」につなぐことで、孤立感や不安感を感じる被害者や子どもの見守り支援体制の充実を行います。

▶ 地域母子会事業の参加への働きかけ等、被害者の見守り支援を実施する地域母子会数 全地域母子会（新規）

参考資料

- 1 取組の経緯
- 2 関係機関一覧（相談・カウンセリング、警察等）
- 3 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版）」改定に係る意見聴取会議設置要綱
- 4 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版）」改定に係る意見聴取会議委員名簿
- 5 計画改定経過
- 6 保護命令申立手続
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）
- 9 京都府男女共同参画推進条例

1 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に係る取組の経緯

年度	国の動き	京都府の取組
平成11年度	男女共同参画社会基本法成立 ◇「男女間における暴力に関する調査」を実施	
平成12年度		
平成13年度	4月 DV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）公布 10月 一部施行	◇DV啓発パンフレット作成 ◇相談員マニュアルの作成 ◇DV被害者のグループカウンセリング
平成14年度	4月 DV防止法完全施行 ◇保育所入所時の配慮（通知）	◇配偶者暴力相談支援センター設置 ・相談受付の休日・夜間への拡大 ・臨床心理士によるカウンセリングの実施 ・入所者の安全確保（監視カメラ等の整備） ◇婦人相談員の増員による相談体制の充実 ◇関係機関による一時保護委託先の確保（3施設）
平成15年度	◇DV被害者の公営住宅優先入居（通知）	◇DVサポートライン設置 ◇非暴力グループワークの実施 ◇一般啓発講座の実施 ◇配偶者暴力相談支援センターにおける同伴児童のための保育士の配置
平成16年度	12月 DV防止法改正法施行 ・DVの定義の拡大（精神的暴力が追加） ・保護命令制度の拡充 ・国の基本方針、都道府県の基本計画の策定義務化 国の基本方針策定（H16.12.2） ・住民基本台帳の閲覧、住民票の交付、戸籍の附票の交付の制限（通知） ・健康保険の被扶養認定取消に係る被害者支援（通知） など	◇女性のための相談ネットワーク会議の開催 ◇通訳・翻訳実施（外国人被害者支援） ◇診断書料給付実施 ◇婦人相談員の増員による相談体制の充実 ◇府営住宅DV優先入居の開始
平成17年度	◇配偶者からの暴力被害者支援セミナー開始 ◇配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業創設	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定（平成18年3月） ◇市町村相談員等の養成研修開始
平成18年度	◇女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究、配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査研究の実施	◇女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究事業（内閣府）の受託実施 ◇DV防止集中啓発事業の実施 啓発チラシ、ニュースの発行 啓発講座、DVを考えるつどいの実施 ◇DV防止啓発カードの作成・設置 ◇民間シェルターへの運営助成 ◇母子生活支援施設及び民間支援団体への専門研修の実施 ◇カウンセリングの拡充 ◇一時保護委託施設の拡充（4施設） ◇「DV相談の手引き」の作成・配布

年度	国の動き	京都府の取組
平成19年度	平成20年1月 DV防止法改正法施行 ・市町村における基本計画の策定及びDV支援センター設置の努力義務化 ・保護命令制度の拡充 など	◇一時保護委託施設の拡充(7施設) ◇110番通報における即時対応システムの実施
平成20年度	◇「男女間における暴力に関する調査」を実施	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定（平成21年3月） ◇DV被害者保護用の監視カメラの整備
平成21年度		◇若年者向けデートDV防止啓発ハンドブックを作成 ◇府営住宅DV優先入居の資格要件を緩和
平成22年度	◇「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」を実施	◇京都府家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設 ◇パープルリボンキャンペーン(京都タワーライトアップ及び街頭啓発)を実施(以後、毎年実施) ◇「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置
平成23年度	◇「男女間における暴力に関する調査」を実施	◇府内市町村での啓発冊子の配付(以後、毎年実施) ◇被害者への寄り添い支援、自立支援を行う地域生活サポーターを養成(以後、毎年実施) ◇被害者へのカウンセリングの充実
平成24年度	◇基本方針の一部改正(外国人登録原票の取扱及び年金に関する改正) ◇「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査」を実施	◇「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施 ◇地域生活サポーターによる被害者支援の実施(以後、毎年実施) ◇段階的な社会的自立に向けたステップハウスを整備
平成25年度	平成26年1月 DV防止法改正法施行 ・生活の本拠を共にする交際する関係にある相手からの暴力及びその被害者について、法律を準用 ◇基本方針の一部改正(基本方針の題名を変更、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用について規定、先駆的な取組の提示 等)	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定（平成26年3月） ◇医療関係者向け対応・連携マニュアルを作成 ◇若年者向けデートDV防止啓発ハンドブックを作成 ◇家庭支援総合センターにおいて弁護士による法律相談を実施 ◇寄り添い型支援チームによる被害者の地域生活復帰支援や同伴児童の心のケアへの支援

2 関係機関一覧

※★マークの付いている相談は、いずれも予約が必要です。

※平成26年3月現在の内容です。内容については変更されることがあります。

♣ 配偶者暴力相談支援センター

(配偶者等からの暴力についての相談のほか、一時保護や自立のための各種情報提供を行います。)

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
京都府配偶者暴力相談支援センター			
家庭支援総合センター	075-531-9910	毎日 9:00～20:00 *緊急の相談・通報は24時間受付 *必要に応じて一時保護も行っています。 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	電話相談 ★面接相談
南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	0774-43-9911	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00	電話相談 ★面接相談
北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	0773-22-9911	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00	電話相談 ★面接相談
京都市DV相談支援センター	075-874-4971	月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:15 *緊急ホットライン(相談受付時間外) 075-874-7051	電話相談 ★面接相談

♣ 京都府の各保健所 (婦人相談員が対応します。)

名 称	電話番号	所 在 地	対象区域
乙訓保健所福祉室	075-933-1154	向日市上植野町馬立8	向日市・長岡京市・大山崎町
山城北保健所福祉室	0774-21-2102	宇治市宇治若森7の6	宇治市・城陽市・久御山町
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5747	京田辺市田辺明田1	八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町
山城南保健所福祉室	0774-72-0979	木津川市木津上戸18-1	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村
南丹保健所福祉室	0771-62-0361	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	亀岡市・南丹市・京丹波町
中丹西保健所福祉室	0773-22-5766	福知山市篠尾新町1丁目91	福知山市
中丹東保健所福祉室	0773-75-0856	舞鶴市倉谷村西1499	舞鶴市・綾部市
丹後保健所福祉室	0772-62-4302	京丹後市峰山町丹波855	宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

♣ 児童相談所 (子どもに関する相談について対応します。)

名 称	電話番号	所 在 地	対象区域
家庭支援総合センター	075-531-9900	京都市東山区清水四丁目185-1	亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・大山崎町・京丹波町
宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)	0774-44-3340	宇治市大久保町井ノ尻13-1	宇治市・城陽市・久御山町
京田辺支所	0774-68-5520	京田辺市興戸小毛詰18番1	八幡市・京田辺市・木津川市・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村
福知山児童相談所 (北部家庭支援センター)	0773-22-3623	福知山市字堀小字内田1939-1	福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町
京都市児童相談所	075-801-2929	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	京都市(南区・伏見区を除く)
京都市第二児童相談所	075-612-2727	京都市伏見区深草加賀屋敷町24-26	京都市(南区・伏見区)

♣ DV相談ナビ登録相談窓口・女性のための相談窓口

※特に記載のない窓口は、いずれも祝日・年末年始を除きます。 ※**ナビ**=DV相談ナビ登録電話番号

相談機関	電話番号	相談受付時間
京都府男女共同参画センター らら京都	075-692-3437 ナビ	女性相談 月・火曜日 10:00～19:00、木・金・土曜日 10:00～18:00 ★フェミニストカウンセリング 木曜日 18:00～20:50 ★法律相談 第2・4木曜日 13:30～16:30
京都市男女共同参画センター ウィングス京都	075-212-7830 ナビ	月・木・金・土曜日 11:00～18:00、火曜日 11:00～19:30 ★面接相談
京都市 「男性のためのDV電話相談」	075-277-1326 ナビ	第2・4火曜日 19:00～20:30
福知山市人権推進室男女共同 参画推進係	0773-24-7022 ナビ	月～金曜日 8:30～17:15 ★女性相談 月1～2回実施 木曜日
舞鶴市人権啓発推進室	0773-66-1022 ナビ	月～金曜日 8:30～17:00
綾部市人権推進課 (綾部市男女共同参画センター)	0773-42-1801 ナビ	月～金曜日 8:30～17:15
宇治市男女共同参画支援センター 女性のための相談	0774-39-9379 ナビ	★一般相談 火・木・第2日曜日 13:30～16:30、第3火曜日 10:30～12:30 ★フェミニストカウンセリング 一般相談実施時間のうち1コマ ★法律相談 4・8・12月を除く第1金曜日 13:00～17:00 *祝日の場合は変動あり ★こころとからだの相談 申込時に日時を調整 予約受付 火～日曜日 8:30～17:00
宮津市健康福祉室児童福祉係	0772-45-1621 ナビ	月～金曜日 8:30～17:00
亀岡市女性の相談室	0771-25-7171 ナビ	一般相談 月～金曜日 11:00～16:00 ★フェミニストカウンセリング 第1・3木曜日 10:30～13:30 ★法律相談 第2木曜日 13:30～15:30、第4木曜日 18:00～20:00
城陽市男女共同参画支援センター ぱれっとJOYO	0774-56-5076 ナビ	女性一般相談 火曜日13:30～16:00、金・土曜日9:30～12:00 *休館日(木曜日、祝祭日の翌日(土・日曜日の場合は月曜日)、年末年始)を除く ★女性専門相談 第2水曜日 9:30～12:30、第3土・第4水曜日 13:30～16:30 *休館日の場合は変動あり ★女性法律相談 奇数月第1水曜日 13:30～16:30 *休館の場合は変動あり 予約受付 月～日曜日 9:00～17:00 *休館日を除く
向日市市民生活部市民参画課 「女性のための相談」	075-931-1144 ナビ	★第2・4水曜日 13:10～16:00 *祝日の場合は要問合せ 予約受付 月～金曜日 8:30～17:15
向日市市民生活部市民参画課	075-931-1111(代表)	月～金曜日 8:30～17:15

相談機関	電話番号	相談受付時間
長岡京市女性交流支援センター	075-963-5502 ナビ	★女性の総合相談 第1水・第4木曜日 13:30～16:30、第2木・第3水曜日 9:30～15:00 ★女性のための法律相談 第4木曜日 10:00～12:00 予約受付 月～土曜日 9:00～17:00
八幡人権・交流センター 「八幡市女性相談」	075-983-1784 ナビ	一般相談 月～金曜日 10:00～17:00 ★フェミニストカウンセリング 第2・4木曜日 13:30～16:30 *祝日の場合は翌日
京田辺市「女性の相談室」	0774-65-3727 ナビ	女性相談 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 *祝日・年末年始、アル・プラザ京田辺休業日を除く ★女性の専門相談 第1・3木曜日 13:30～16:30 ★女性の法律相談 第4水曜日 13:30～15:00
京丹後市女性相談	0772-69-0210 ナビ	★女性相談 月2回実施 予約受付 月～金曜日 8:30～17:15
京丹後市家庭子ども相談室	0772-69-0340 ナビ	月～金曜日 8:30～17:15
南丹市女性相談	0771-68-0015 ナビ	★面接相談 第2・4水曜日 13:00～15:00 予約受付 月～金曜日 8:30～17:00
木津川市女性センター	0774-72-7719 ナビ	金曜日 13:00～15:00
大山崎町教育委員会生涯学習課	075-956-2101 ナビ	月～金曜日 8:30～12:00、13:00～17:15
久御山町女性のための相談	075-631-9991 ナビ	★面接相談 第2・4火曜日 10:00～13:00 *祝日の場合は変動あり 予約受付 月～金曜日 8:30～17:00
井手町いづみ人権交流センター 「こころの相談室」	0774-82-3380 ナビ	★面接相談 月2回実施 *井手町在住又は在勤の方対象 予約受付 月～金曜日 9:00～17:00
宇治田原町福祉課	0774-88-6635 ナビ	月～金曜日 8:30～17:15
笠置町役場住民課	0743-95-2301 ナビ	月～金曜日 9:00～17:00
和束町福祉課	0774-78-3001 ナビ	月～金曜日 8:30～17:15
精華町家庭こころの相談室	0774-98-3909 ナビ	★面接相談 月4回実施 10:00～12:00、13:00～15:00 *相談日は要問合せ 予約受付 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00
精華町人権啓発課	0774-95-1919	月～金曜日 8:30～17:00
南山城村保健福祉課	0743-93-0104 ナビ	月～金曜日 8:30～17:15
京丹波町 「女性のための相談窓口」	0771-82-3803 ナビ	★第3金曜日 13:30～16:20 *祝日の場合は変動あり 予約受付 月～金曜日 8:30～17:00
京丹波町保健福祉課	0771-82-1800	電話相談 ★面接相談 月～金曜日 8:30～17:15 ★こころの健康相談 第2・4木曜日 9:30～、11:00～ *祝日の場合は変動あり
伊根町住民生活課	0772-32-0504 ナビ	月～金曜日 9:00～17:00
与謝野町 「よさの虐待ほっとライン」	0772-43-1516 ナビ	月～金曜日 8:30～17:15

♣ 警察の相談窓口（緊急時は110番）

相談機関	電話番号	開設日・時間（各警察署は所在地）	相談方法
京都府警察総合相談室	#9110 又は 075-414-0110	毎週月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45	電話相談 面接相談
ヤングテレホン (対象は20歳未満の方や その保護者の方等)	075-551-7500	毎日24時間	*ヤングテレ ホンのみ面接 相談要予約
各警察署			
川端警察署	075-771-0110	京都市左京区岡崎徳成町1	
上京警察署	075-465-0110	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1	
東山警察署	075-525-0110	京都市東山区清水四丁目185-6	
中京警察署	075-823-0110	京都市中京区壬生坊城町48-16	
下京警察署	075-352-0110	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682	
下鴨警察署	075-703-0110	京都市左京区田中馬場町6	
伏見警察署	075-602-0110	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101	
山科警察署	075-575-0110	京都市山科区大宅神納町167	
右京警察署	075-865-0110	京都市右京区太秦蜂岡町31	
南警察署	075-682-0110	京都市南区西九条南田町3	
北警察署	075-493-0110	京都市北区紫竹東桃ノ本町25	
西京警察署	075-391-0110	京都市西京区山田大吉見町7・8合地	
向日町警察署	075-921-0110	向日市上植野町上川原5	
宇治警察署	0774-21-0110	宇治市宇治宇文字2-12	
城陽警察署	0774-53-0110	城陽市富野久保田1-4	
八幡警察署	075-981-0110	八幡市八幡五反田37-8	
田辺警察署	0774-63-0110	京田辺市興戸小毛詰1	
木津警察署	0774-72-0110	木津川市木津南垣外15	
亀岡警察署	0771-24-0110	亀岡市安町大池8	
南丹警察署	0771-62-0110	南丹市園部町上本町南2-5	
綾部警察署	0773-43-0110	綾部市宮代町宮ノ下6・7・8合地	
福知山警察署	0773-22-0110	福知山市字堀小字上高田2108-3	
舞鶴警察署	0773-75-0110	舞鶴市南田辺9	
宮津警察署	0772-25-0110	宮津市字鶴賀2151	
京丹後警察署	0772-62-0110	京丹後市峰山町長岡469-1	

♣ その他の相談窓口

※特に記載のない窓口は、いずれも祝日・年末年始を除きます。★マークの付いている相談は、予約が必要です。

公的機関（相談料無料）

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
女性の人権ホットライン (京都地方法務局人権擁護課)	0570-070-810	月～金曜日 8:30～17:15	電話相談 面接相談
日本司法支援センター 京都地方事務所（法テラス京都） (収入等の少ない方は相談無料)	050-3383-5433	月～金曜日 9:00～17:00 *相談時間は30分程度、相談回数に制限あり 情報提供は随時実施	★面接相談

民間機関（一部、有料の機関があります。料金等は各機関にお問い合わせください。）

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
(公社) 京都犯罪被害者支援 センター（無料）	075-451-7830 0120-60-7830	月～金曜日 13:00～18:00 ☆面接相談は電話相談後、必要に応じて実施	電話相談 ☆面接相談
アウンジャ相談室（無料）	090-8658-3269	火・金曜日 13:30～16:30	電話相談 ★面接相談
京都YWCA・APT (AsianPeopleTogether)（無料） ※外国人のための相談電話	075-451-6522	※タイ語、フィリピン語、英語、中国語による相談 月曜日 13:00～16:00、木曜日 15:00～18:00	★電話相談 (日本語以外 は要予約)
ウィメンズカウンセリング京都 (有料)	075-222-2133	月～土曜日 10:00～20:00 予約受付 月～土曜日 10:00～17:00	★面接相談
(公社) 葵橋ファミリークリニック (有料)	075-431-9150 (相談予約専用)	月・水・金曜日 10:00～20:00 火・木・土曜日 10:00～17:00	★面接相談
京都弁護士会（有料）	075-231-2378	月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:00	弁護士の紹介

3 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版）」改定に係る意見聴取会議設置要綱

（目的）

第1条 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版）」の改定に当たり、学識者や関係者等有識者から意見を聴取するため、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版）」の改定に係る意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）を設置する。

（委員）

第2条 意見聴取会議の委員は、別表のとおりとする。

2 委員の任期は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版）を改定するまでの期間とする。

3 意見聴取会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、意見聴取会議の議事を運営する。

5 副座長は、あらかじめ座長が委員の中から指名し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第3条 意見聴取会議は、京都府府民生活部男女共同参画課長（以下「男女共同参画課長」という。）が必要に応じ、これを招集する。

（委員の役割）

第4条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

（1）「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版）」の改定に関すること。

（2） その他配偶者等からの暴力の対策に関すること。

（委員の責務）

第5条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

2 委員は、意見聴取会議で知り得た非公開の情報を公表してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、男女共同参画課長が公表した情報については、この限りでない。

（事務）

第6条 意見聴取会議の事務は、京都府府民生活部男女共同参画課が処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会議の運営に関し必要な事項は、男女共同参画課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月16日から施行する。

4 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画
(改定版)」改定に係る意見聴取会議 委員名簿

分 野	氏 名	現 職
学識経験者	◎ 中村 正	立命館大学大学院応用人間科学研究科教授
	○ 桐野 由美子	京都ノートルダム女子大学生生活福祉文化学科教授
支援機関等	井上 摩耶子	ウイメンズカウンセリング京都代表
	大島 麻子	京都弁護士会 両性の平等に関する委員会委員
	北 千加子	京都府 DV 被害者地域生活サポーター
	桑原 仁美	(社) 京都府医師会理事
	芹澤 出	京都母子生活支援施設協議会会長 (「野菊荘」施設長)
	富名腰由美子	(社) 京都犯罪被害者支援センター事務局長
	三木 秀樹	京都精神科医会会長
	和多田田鶴子	京都府民生児童委員協議会副会長
行政機関	寺井 一郎	京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課長
	小田 浩二	福知山市市民人権環境部人権推進室次長
	藤村 里美	精華町住民部人権啓発課課長補佐

◎：座長 ○：副座長

5「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版）」改定に係る経過

日 程	意見聴取会議	会議内容
7月16日	第 1 回会議	現行計画の進捗、課題への意見聴取（公開）
8月 3日	第 2 回会議	関係団体・被害当事者との意見交換（非公開）
9月13日	第 3 回会議	計画に盛り込むべき内容の意見聴取（公開）
9月27日	意見聴取会議における主な意見及び改定スケジュールを 9 月議会常任委員会に報告	
11月 5日	第4回会議	計画中間案の意見聴取（公開）
12月12日	中間案を 12 月議会へ報告	
12月13日～1月10日	パブリックコメント実施	
12月18日	配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議で意見聴取	
1月24日	第 5 回会議	計画最終案の意見聴取（公開）
3月 5日	最終案を 2 月議会へ報告	
3月	計画改定・公表	

6 保護命令申立手続き

DV防止法では、更なる配偶者からの暴力により被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者の保護を図るため、被害者からの申し立てにより、裁判所が加害者に対して一定期間、つきまといの禁止や住居からの退去を命じることができる保護命令の制度があります。

(事実婚の者や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手も対象となります)

●保護命令は2種類

①接近禁止命令

○被害者への接近禁止命令

被害者へのつきまといや被害者の住居・職場等の近くをうろつくことを禁止する命令

○被害者の子又は親族等への接近禁止命令

(被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。)

被害者の子又は親族等へのつきまといや子又は親族等の住居・職場等の近くをうろつくことを禁止する命令(被害者と同居する未成年の子ども及び被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者も対象となります。)

○電話等禁止命令

(被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。)

被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する命令(本人に限ります。)

(面会の要求、行動の監視に関する事項を告げること等、著しく粗野・乱暴な言動、無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)、汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等、名誉を害する事項を告げること等、性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等)
期間は6か月です。

②退去命令

加害者に、家から出ていくことを命ずる命令。**期間は2か月です。**

●加害者が保護命令に違反すると

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

●申立ての方法は、管轄の地方裁判所に「申立書」を提出します

「申立書」には以下の内容を記載します。

- ① 身体に対する暴力又は生命に対する脅迫を受けた状況
- ② 更なる暴力等により、生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- ③ 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等

※ もしも配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談等をしていない場合は公証人役場へ行き宣誓供述書を作成し添付します。

◎申立てに必要な費用や書類の詳細は、最寄りの地方裁判所等にお問い合わせください。

京都地方裁判所第5民事部保全係

☎075-257-9189

舞鶴支部

☎0773-75-2332

園部支部

☎0771-62-0237

宮津支部

☎0772-22-2074

福知山支部

☎0773-22-2209

京都公証人役場

☎075-231-4338

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の

規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、 第十二条第一項第一号 から第四号まで及び 第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年5月、平成 19 年7月の法改正を経て、平成 25 年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセ

リングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。

また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者か

らの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法

律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ

ることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対

する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

9 京都府男女共同参画推進条例（平成16年京都府条例第10号）

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に進められてきたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、家庭や地域を取り巻く環境の変化、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

京都では、古くから文学等において女性が活躍するなど、男女による様々な社会活動・生産活動が多様な歴史文化を培ってきたところであり、さらに、美しい自然や学術研究機能の集積など未来に開かれたすばらしい発展力を有しており、このような地域特性を生かしながら、これを次世代に継承し、発展させていくことのできる男女共同参画社会を築いていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、人と人との^{きずな}絆を大切にし、家庭を営む男女にあっては相互に家庭を大切にしながら、家庭や学校、職域、地域等あらゆる場において、男女が心と心で結びあい、支え合いながら、また、男女の違いを認め合いながら、お互いの存在を高め合い、心豊かな関係を築いていく上で重要である。

このような認識の下に、私たちは男女共同参画社会の実現を強く念願し、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念等を定め、その取組を府、府民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- （4）ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、府の施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備などに向けた社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない^{きずな}。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

（府の責務）

- 第4条 府は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むよう努めなければならない。

（府民の責務）

- 第5条 府民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 府民は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第6条 事業者は、男女共同参画社会づくりを担う主要な構成員であるとの自覚の下に、その事業活動に際し、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画）

- 第7条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定す

る都道府県男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（積極的改善措置）

第8条 府は、事業者及び府民による積極的改善措置に係る取組が適正に促進されるよう情報提供、相談、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 府は、附属機関その他これに準じるものにおける男女の委員の数の均衡を図るなど、自ら積極的改善措置に取り組むものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進等）

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用の場において、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

（1）男女が個人として能力を発揮する機会が確保される取組

（2）セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組

（3）職業生活と家庭生活における活動の両立を支援する取組

2 府は、事業者が行う前項の取組を支援するため、情報提供、相談、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

3 府は、男女が個人として能力を発揮する機会の確保のため、生涯を通じた職業能力の形成及び開発、円滑な再就職並びに起業を支援するために必要な措置を講じるものとする。

（個人で営む事業における男女共同参画の推進）

第10条 府は、農林水産業、商工業等の分野における個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、啓発、相談その他の必要な環境整備を行うものとする。

（家庭生活に関する支援）

第11条 府は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、保育・介護サービス等の充実、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（京都における文化及び産業の振興）

第12条 府は、男女がその持てる力を十分に発揮し、京都における文化及び産業の振興に寄与できるよう、府民の交流機会の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

（府民等の活動の促進）

第13条 府は、府民及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、これらのものとの連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

- 2 府は、前項の行為の防止に努めるとともに、被害を受けた者に対し必要な支援措置を講じるものとする。

(情報に関する留意事項)

第15条 何人も、公衆に表示する情報において、男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(府民等の理解を深めるための措置)

第16条 府は、男女共同参画の推進に関する正しい理解が深まるよう、適切な広報及び啓発を行うとともに、教育及び学習の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 府は、情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、府民が、男女共同参画の視点から情報を正しく理解するための能力の向上を図ろうとする取組に対し、必要な支援措置を講じるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 府は、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の機能の充実を図る等、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第18条 府は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

(調査研究)

第19条 府は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情処理等)

第21条 府は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての府民又は事業者からの苦情の適切な処理に努めるものとする。

- 2 府は、前項の規定による苦情の処理に当たって、特に必要があると認めるものについては、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 府は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る府民又は事業者からの相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

第3章 京都府男女共同参画審議会

(京都府男女共同参画審議会)

第22条 第7条及び前条第2項に規定する事項のほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、

知事に建議することができる。

- 3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 5 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条、第 21 条第 2 項及び第 22 条の規定は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

**配偶者等からの暴力の防止及び被害者の
保護・自立支援に関する計画（第3次）**

平成26年3月発行

発行 京都府 府民生活部 男女共同参画課
健康福祉部 家庭支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4292 ファクシミリ 075-414-4293

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html>

